

只木ゼミ春合宿第1問弁護レジュメ

I. 反対尋問

1. 207条というのは「疑わしきは被告人の利益に」という憲法上の要請に対する例外規定である。だから、特別に規定されている場合以外に、207条を準用してはならないと考える。それにもかかわらず、択一的競合の事例である本問に、207条の同時傷害の特例に関する判例を引用したのはなぜか、また、それを用いる根拠はあるのか。
2. A説を採る積極的理由と、条件関係を修正する正当な根拠は何か。
現実存在する結果を実際に行われた行為に帰さなければ不合理である、とはどういうことか。
3. 本問において、仮にXの投与した劇薬の効果によりAは死亡し、Yの投与した劇薬はAに何ら効果を及ぼさなかった場合には、Yの行為とA死亡の結果に「事実的な結びつきが認められる」とはいえない。そこで、競合する行為と結果との間に「事実的な結びつきが認められる」と本当にいえるのか。
4. 重疊的因果関係と択一的競合をどのような関係として捉えているか。

II. 学説の検討

A説(条件関係修正肯定説)について

本説をとると、競合しているが共犯関係のないものにまで条件関係を認めてしまうことになる。しかし、この場合なぜ両者の行為をともに取り去っていいのかということは「結果が不当だからだ」という理由以外の何者でもない。ゆえにこの修正はやはり便宜的に過ぎると思われる¹。

したがって、A説は妥当ではない。

B説(条件関係修正否定説)について

検察側は本説を「刑法の法益保護機能を全うできず、結果として妥当ではない」としているが、これは現行刑法では採用されない絶対的応報刑論を連想させ、この考えを基礎として刑罰を科すことはできない。

また、他方の毒のみが致命的な作用をもった可能性を否定できない以上、「疑わしきは被告人の利益に」の原則から、条件関係を否定しなければならない²。

C説(結果可能性説)について

¹ 西田典之『刑法総論[第2版]』(弘文堂,2010年)96頁。

² 井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣,2008年)123頁。

検察側と同様の理由により、妥当ではないと判断する。

以上より、弁護側は B 説(条件関係修正否定説)を採用する。

III. 本問の検討

第 1 X の罪責

1. X は A に過失によって致死量の劇薬を支給している。X に対して業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)が成立するか検討する。
2. 検察側と同様に、X の当該行為は業務と言え、業務上過失致死罪の実行行為性も認められる。
3. さらに、A の死亡という構成要件的结果の発生も認められる。
4. 次に、X の実行行為と A の死亡との因果関係が認められるが問題となる。前述の通り、弁護側は B 説を採用し、「あれなければこれなし」の条件関係に基づいて因果関係の有無を判断する。この場合、X が致死量の劇薬を A に支給しなくても、A は Y から支給された劇薬で死亡していたので、X の当該行為が無ければ、A は死亡しなかったとは言えない。よって条件関係は認められず、X の実行行為と A の死亡との因果関係は否定される。
5. 業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)には未遂規定が無いことから、X は何らの罪責を負わない。

第 2 Y の罪責

1. Y は A に過失によって致死量の劇薬を支給している。Y に対して業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)が成立するか検討する。
2. 検察側と同様に Y の当該行為の実行行為性、A の死亡という構成要件的结果の発生は認められる。しかし、Y の実行行為と A の死亡とに条件関係は認められず、因果関係も否定される。
3. 業務上過失致死罪(211 条 1 項前段)には未遂規定が無いことから、Y も何らの罪責を負わない。

IV. 結論

X 及び Y は何らの罪責を負わない。

以上